

答 申 第 8 5 号
令和5年1月31日

津市長 前葉 泰幸 様
(実施機関：財産管理課)

津市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 仁

諮問案件について（答申）

令和4年12月22日付け津市財管第393号で諮問のあった津市個人情報保護条例第9条第2項第7号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集について、下記のとおり答申する。

記

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められる。なお、当審査会の意見として、次のとおり付記する。

- 1 市民等からの意見及び苦情の対応に係る責任の所在が明確にされることが望ましいと考えられることから、要領等において当該意見及び苦情の処理の担当等を定めておくこと。
- 2 防犯カメラ、ハードディスク等の設置について、あらゆる職員が操作できる状況は個人情報保護の観点から不十分なものと考えられるため、防犯カメラのデータ等に係るセキュリティをどのように確保するかを詳細に検討すること。
- 3 防犯カメラを定常的に稼働させることの重要性に鑑み、適正な保守点検を行うための方法等を検討すること。
- 4 録画だけでなく録音も行うのであれば、当該音声も個人情報とみなされるため、録音を行っていることを録画の場合と同様に表示すること。
- 5 防犯カメラの設置後も運用において得られる知見、市民からの意見等を踏まえ、適宜要領等の必要な見直しを行い、適正な運営に努めること。

以上